○えびの市移動スーパー事業促進支援補助金交付要綱

(令和3年12月24日えびの市告示第219号)

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における日常の買い物が不便な地域において、移動スーパー事業により、肉、魚、野菜等の食料品並びに日用品等の買い物の機会提供を行う者に補助金を交付することで、継続的な移動スーパー事業の確保及び移動手段等を持たない高齢者の生活環境の向上を図るため、えびの市補助金等交付規則(昭和51年えびの市規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 移動スーパー事業 肉、魚及び野菜(以下「生鮮三品」という。)を取り揃え、適切な温度帯で衛生管理できる電気式冷蔵庫等を備えた車両(以下「移動スーパー車」という。)により、買い物困難地域を巡回し、生鮮三品を含む食料品、日用品等を販売する事業をいう。
 - (2) 買い物困難地域 生鮮三品を取り扱う食料品店又はコンビニエンスストアを起点とし、居宅等までが直線距離で概ね300メートル以上離れた地域をいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する法人、団体及び個人(以下「法人等」という。)とする。
 - (1) 買い物困難地域において移動スーパー事業を実施する法人等であること。
 - (2) 法人等及び法人等を代表する者が市税等を滞納していないこと。
 - (3) 地域の見守り活動に貢献できる法人等であること。
 - (4) えびの市暴力団排除条例(平成23年えびの市条例第15号)第2条第1号に 規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する法人等は、補助対象としない。
 - (1) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする法人等
 - (2) 公序良俗に反する活動を行う法人等
 - (3) 自ら運営する店舗等の敷地以外の買い物困難地域外で移動スーパー事業を実施する法人等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの (補助対象経費及び補助額)

- 第4条 補助対象経費は、移動スーパー事業を実施するための人件費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料、賃借料、原材料費その他市長が認める費用とする。
- 2 移動スーパー車の稼働実績1日につき、移動スーパー車1台あたり2,000円を補助する。
- 3 移動スーパー車の稼働実績が8日未満の月については、前項の規定を適用しない。
- 4 第2項の稼働実績1日は、3時間以上の稼働とする。ただし、豪雨及び台風等の気象 状況並びに災害等により、やむを得ず3時間未満の稼働実績となった場合は稼働実績1 日と認める。
- 5 移動スーパー車を稼働するにあたり、専任の販売員を雇用する場合、第2項の金額に 1,000円を加算する。ただし、臨時雇いの場合は、この限りでない。 (補助金交付申請)
- 第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、えびの市移動スーパー事業促進支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) えびの市移動スーパー事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 収支予算書
 - (3) 販売ルートを確認できる資料
 - (4) 地域の見守り活動を行うことの誓約書 (別記様式第3号)
 - (5) 移動スーパー車を稼働するにあたり、専任の販売員を雇用する場合は、その者 との雇用関係を証明する書類
 - (6) 移動スーパー車の内容又は仕様が分かる写真等
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 えびの市移動スーパー事業計画書は、移動スーパー車ごとに作成するものとする。 (交付決定)
- 第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、その結果を本補助金の 交付を申請した者にえびの市移動スーパー事業促進支援補助金交付(不交付)決定通知 書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

- 第7条 本補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条による 決定後、補助対象事業の内容について変更又は中止しようとするときは、直ちに、えび の市移動スーパー事業促進支援補助金内容変更(中止)申請書(別記様式第5号)を市 長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更又は中止を承認し、えびの市移動スーパー事業促進支援補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、えびの市移動スーパー事業促進支援補助金実績報告書(別記様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。
 - (1) えびの市移動スーパー事業実績書(別記様式第8号)
 - (2) 収支決算書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 えびの市移動スーパー事業実績書は、移動スーパー車ごとに作成するものとする。 (補助金額の確定)
- 第9条 市長は、前条の規定により提出された書類等に基づき交付すべき補助金額を確定 し、えびの市移動スーパー事業促進支援補助金額確定通知書(別記様式第9号)により 補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

- 第10条 補助事業者は、前条の通知書を受けた場合は、速やかにえびの市移動スーパー 事業促進支援補助金交付請求書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならな い。
- 2 市長は、前項の補助事業者からの請求書の提出があったときは、確定払により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
 - (3) この告示に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 補助事業者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が 既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。 (委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年12月1日から適用する。